

政令第二百三十二号

公益信託に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

公益信託に関する法律の施行期日は、令和八年四月一日とする。